

仕 様 書

(購入数内訳書)

第1号物件 生活雑貨類外

留萌北部森林管理署

別紙

購 入 数 内 訳 表

第1号物件 生活雑貨類外

NO. 1

物 件 番 号	NO.	同等品 事前 申請	品 名	品 質 ・ 規 格				数 量	単 位	納 入 先	納 入 期 限	備 考
				例示A(メーカー等)	例示B(品名・品番等)	仕 様 等	グリーン 購入法					
1	1		フローリング用クリーナー	花王	クイックルワイパー	左記と同等品 外寸:幅255×奥100×長1100mm		2	本	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	2		ドライシート	花王	クイックルワイパードライシート	左記と同等品 40枚 No.1用		12	袋	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	3		ぞうきん	クルーズ	MF-1500	左記と同等品 20枚		10	箱	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	4		ウエットシート	ライフドゥープラス	リファイン超極厚アル コール	左記と同等品 20枚		30	個	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	5		トイレ用洗剤	大日本除虫菊	サンポールV500ml	左記と同等品 500mL		24	個	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	6		トイレ用ブラシ	テラモト	CE-418-200-0	左記と同等品		2	個	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	7		ビニール手袋	ショーワグローブ	NHMA-LV	左記と同等品 Lサイズ		10	双	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	8		ビニール手袋	ショーワグローブ	NHDSSL-LO	左記と同等品 Lサイズ		10	双	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	9		家庭用洗剤	花王	マイベイト業務用	左記と同等品 4.5L		4	個	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	10		スポンジ	レック	S00558	左記と同等品		5	個	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	11		たわし	オーエ	4901065545405	左記と同等品 材質:ナイロン(研磨材入り)		10	個	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	12		ほうき	日本クリンテック	手編み座敷ほうき 短 柄(4534374550077)	左記と同等品		2	本	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	
1	13		ハイボール用ウォッシャー	山崎産業	C75-2-045X-SP	左記と同等品		2	個	28 留萌北部森林管理署 天塩郡天塩町新栄通6丁目	令和7年6月30日	

[illegible]

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長
荒川 和也 殿

（見 積 人）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥ _____

ただし、令和 7 年度留萌北部森林管理署物品調達（第 1 回）第 1 号物件
生活雑貨類外の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 令和7年度留萌北部森林管理署物品調達（第1回）
第1号物件 生活雑貨類外
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
留萌北部森林管理署長
荒川 和也 殿

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。